

和歌山工業高等専門学校組織規則

制 定 平成5年1月26日

最近改正 令和2年5月26日

(趣旨)

第1条 和歌山工業高等専門学校学則第11条の規定に基づく内部組織は、この規則の定めるところによる。

(教務主事補、学生主事補及び寮務主事補)

第2条 和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に教務主事補、学生主事補及び寮務主事補を、それぞれ若干名を置く。

- 2 教務主事補、学生主事補及び寮務主事補は、講師以上の専任教員をもって充てる。
- 3 教務主事補は教務主事を、学生主事補は学生主事を、寮務主事補は寮務主事をそれぞれ補佐する。
- 4 第2項の主事補の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専攻科長及び副専攻科長)

第2条の2 専攻科に専攻科長及び副専攻科長を置く。

- 2 専攻科長は、専攻科の運営に関することを掌理し、副専攻科長は、専攻科長を補佐する。
- 3 専攻科長に事故あるときは、副専攻科長がその職務を代行する。
- 4 専攻科長及び副専攻科長の任期は1年とし、再任を妨げない。

(学科主任)

第3条 各学科及び総合教育科（以下「学科」という。）にそれぞれ学科主任を置く。

- 2 学科主任は、それぞれの学科の代表となる。
- 3 学科主任は、それぞれの学科の意見を調整し、それぞれの学科の運営に関することを掌理する。
- 4 学科主任の任期は、1年とし、再任を妨げない。

第4条 削除

(学級担任及び学年主任)

第5条 各学級に学級担任を置く。

- 2 学級担任は、それぞれ担任する学級の運営、指導等に当たる。

第6条 各学年に学年主任を置く。

- 2 学年主任は、学級担任の中からそれぞれ1名をもって充て、担当する学年に属する行事等の円滑な実施を図るため連絡調整に当たる。

(運営委員会及び企画会議)

第7条 本校に最高審議機関として運営委員会を置く。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第8条 削除

第9条 本校に企画会議を置く。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(各機関)

第10条 本校に次に掲げる機関を置く。

- 一 メディアセンター
- 二 地域共同テクノセンター
- 三 ロボット教育センター
- 四 学生支援センター

2 前項第一号のメディアセンターは、図書館及び情報処理関連施設をもって構成する。

3 前各項に関し必要な事項は、別に定める。

第11条 本校にものづくりセンターを置く。

2 ものづくりセンターにものづくりセンター主任を置き、知能機械工学科主任をもって充てる。

3 ものづくりセンター主任は、当該センターの施設及び設備の管理運営並びに業務に関する連絡調整に当たる。

(委員会等)

第12条 本校に、各専門的事項を審議するため、委員会及び室（以下「委員会等」という。）を置くことができる。

2 委員会等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成5年1月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年12月20日から施行し、平成6年12月20日から適用する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年12月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年12月11日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年5月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。